

主文

1 原告と被告らとの間において、原告が被告株式会社Y1の株式180株のうち帰属に争いのない66株のほか、114株を有する株主であることを確認する。

2 被告株式会社Y1の平成24年2月22日付け定時株主総会における取締役会設置会社の定めを廃止する旨の決議、監査役設置会社の定めを廃止する旨の決議、株券を発行しない旨の定めを追加する旨及び株式の譲渡承認機関を取締役会から株主総会に変更する旨の定款変更決議、並びに、被告Y2を取締役に選任する旨の決議がいずれも不存在であることを確認する。

3 訴訟費用は被告らの負担とする。

判決

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告株式会社Y1（以下「被告会社」という。）の株式180株のうち被告らとの間で争いが無い66株を除く114株を保有する株主であることの確認を求めるとともに、被告会社の平成24年2月22日付け定時株主総会（以下「本件総会」という。）の招集通知を受けておらず、本件総会に出席もしていないとして、本件総会における決議の不存在確認を求める事案である。

1 前提事実

本件の前提となる事実は、次のとおりである。証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実等は、その旨付記した。その余の事実は、当事者間に争いが無い。

(1)ア 被告会社は、平成元年7月3日に設立された、不動産の管理及び運営等を目的とする株式会社であり、発行済株式総数は200株である。（甲1）

イ 原告は、少なくとも被告会社の株式66株を保有する株主である。

ウ 被告Y2（以下「被告Y2」という。）は、少なくとも被告会社の株式20株を保有する株主である。

エ A（以下「A」という。）と被告Y2は夫婦であり、B（以下「B」という。）と原告は、Aと被告Y2の子である。（弁論の全趣旨）

(2)ア 被告会社は、本件総会において、取締役会設置会社の定めを廃止する旨の決議、監査役設置会社の定めを廃止する旨の決議、株券を発行しない旨の定めを追加する旨及び株式の譲渡承認機関を取締役会から株主総会に変更する旨の定款変更決議、並びに、被告Y2を取締役に選任する旨の決議（以下、これらを併せて「本件総会決議」という。）がされたとして、平成24年2月22日付けで、その旨の登記をした。（甲1）

イ 本件総会の議事録には、株主の総数1名、発行済株式の総数200株、出席株主の数1名、出席株主の議決権の数200個との記載がある。（甲6）

2 争点

(1) 原告が平成13年末頃までに被告会社の株式114株を取得したか。

(2) 本件総会は原告等に対する招集通知を欠いており、本件総会決議は存在していないものであるか。

3 当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)（原告の被告会社の株式114株の取得の有無）について
（原告の主張）

ア 原告は、平成13年末頃までに、被告会社の株式につき、被告Y2から46株、Aか

ら2株及びBから66株の譲渡を受けた。

イ 上記株式の譲渡は被告会社の全株主の同意の下に行われているものであるから、同譲渡につき取締役会の承認決議は不要である。

(被告の主張)

ア 被告会社の株式につき、現時点に至るまで、原告、被告Y2及びBがそれぞれ66株ずつ、Aが2株を保有している。被告Y2は、被告会社の株式66株を、誰に対しても譲渡したことはない。

イ 仮に、被告会社の株式の譲渡があったとしても、そのことにつき被告会社の取締役会の承認決議はなかったから無効である。

(2) 争点(2) (本件総会決議が不存在か) について

(原告の主張)

本件総会は、被告Y2が自ら被告会社の1人株主として開催したものであるところ、被告Y2が被告会社の株式66株しか保有していないことは被告らが認めていることから、少なくとも被告会社の株式134株を保有する株主に対する招集通知がされていないことになる。

したがって、本件総会決議は不存在である。

(被告の主張)

争う。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、証拠及び弁論の全趣旨(各事実の後に付記する。)によると、以下の事実を認めることができる。

(1)ア 被告会社の法人税の確定申告書別表二の同族会社の判定に関する明細書(平成19年12月期以降は「同族会社の判定等に関する明細書」。以下単に「明細書」という。)に記載されている被告会社の株主及びその保有株式数は、次のとおりである。(甲3、7ないし9、10ないし12の各1、乙3、4、8ないし11の各1、2、12、13ないし22の各1、2)

〈表1 省略〉

イ 被告会社の平成19年12月期、平成20年12月期及び平成21年12月期の各法人税の確定申告書を作成したC税理士(以下「C税理士」という。)は、浅草税務署長に対し、平成23年2月14日付けで、これらの被告会社の法人税の確定申告書の明細書の記載に誤りがあったとして、次のとおり訂正する旨の書面を提出した。(甲10ないし12の各2)

〈表2 省略〉

(2) ア 原告、被告Y2及びBの記名押印がある被告会社の平成23年6月30日付け臨時取締役会議事録(以下「本件取締役会議事録」という。)には、原告が被告Y2に対し原告が保有する被告会社の株式180株を譲渡することを承認する旨の記載がある。(甲4)

イ 原告及びBは、本件取締役会議事録に係る取締役会には出席しておらず、本件取締役会議事録の原告及びBの印影は、被告Y2が自ら保管していた原告及びBの印章を用いて押印したものである。(甲5の1、原告本人、被告Y2本人)

2 争点(1) (原告の被告会社の株式114株の取得の有無) について

(1) 前記認定事実のとおり、被告会社の株式につき、平成12年12月期までの明細書には、原告、被告Y2及びBが各66株、Aが2株を保有している旨記載されていたが、平成13年12月期の明細書には、原告が180株、被告Y2が20株を保有している旨記載されていることが認められること、証拠(甲13、14、証人A、原告本人)によれば、Aが、原告、被告Y2及びBに対し、平成13年12月頃、被告会社の株式につき、被告Y2から46株、Aから2株及びBから66株をそれぞれ原告に移転させる旨提案をし、原告、被告Y2及びBがこれに同意したことが認められることからすると、被告会社の株式につき、被告Y2は46株を、Aは2株を、Bは66株を、それぞれ原告に対し、同月頃、贈与したものと認めるのが相当である。

(2)ア これに対し、被告Y2は、自己が保有する被告会社の株式が明細書上20株となっていたことを認識しておらず、被告会社の株式46株を原告に対して譲渡したことはない旨供述する。

イ しかし、被告Y2は、被告会社の平成22年12月期の法人税の確定申告書に被告会社の代表者として自ら署名したことを自認しているところ、前記認定事実のとおり、同申告書の

明細書には、被告会社の株式につき、原告が180株を、被告Y2が20株を保有している旨記載されていること、被告Y2の陳述書(乙25)中には、被告Y2が、平成22年12月期の決算に当たり、被告会社の平成19年12月期及び平成21年12月期の明細書に誤りがあることが判明し、被告会社の株主構成を原告・180株、被告Y2・20株と「元へもどす」内容の修正申告をしたとの報告をC税理士から受けた旨の記載があること、前記認定事実のとおり、本件取締役会議事録は、実際に開催された取締役会の内容を記録したのではなく、原告及びBの印影は被告Y2が自ら保管していた原告及びBの印章を用いて押印したものであるところ、本件取締役会議事録の記載は、被告会社の株式につき、平成23年12月11日当時、原告が180株を、被告Y2が20株を保有していたことを前提とするものであることが認められる。

以上のことからすると、被告Y2は、被告会社の株式につき、被告会社の明細書に原告・180株、被告Y2・20株との記載があることを認識していたものというべきところ、それにもかかわらず、これに対して異議を述べたり、自己が保有する株式数を66株にしようとした形跡は何らうかがわれず、かえって、原告が保有する株式数が180株であり、自己が保有する株式数が20株であることを前提に、被告会社の発行済株式の全ての保有を企図したことが認められるのであり、さらに、被告らは、本件訴訟の答弁書においても、原告が被告Y2に対し平成23年6月30日に被告会社の株式180株を譲渡した旨主張していたことからすると、被告Y2が自己の保有株式数が20株であると認識していたものといわざるを得ないから、被告Y2の前記供述を採用することはできない。

ウ なお、前記認定事実のとおり、被告会社の株式につき、被告会社の平成19年12月期及び平成20年12月期の明細書には、原告が120株、被告Y2が40株、A及びBが各20株を保有している旨の記載があり、平成21年12月期の明細書には、原告が80株、被告Y2が60株、Aが20株、Bが40株を保有している旨の記載があることが認められるものの、それぞれにつき、C税理士が浅草税務署長に対し、平成23年2月14日付けで、原告が180株、被告Y2が20株を保有している旨の訂正書を提出していることが認められ、この点に関するC税理士の証言が不自然であるとまではいい難く、平成22年12月期の明細書には、原告が180株、被告Y2が20株を保有する旨記載されていることからすると、平成19年12月期から平成21年12月期までの間の明細書の記載をもって、直ちにこれらの記載に沿った被告会社の株式の移動があったものということとはできない。

また、原告、被告Y2及びBの記名押印がある被告会社の平成19年1月31日付け臨時取締役会議事録(乙26)には、原告から被告Y2、B及びAへ、それぞれ被告会社の株式20株ずつ移動させることを承認する旨の記載があるものの、当該譲渡があったことを裏付けるに足りる証拠はなく、前示のとおり、平成19年12月期から平成20年12月期までの明細書が訂正された事実を鑑みると、同臨時取締役会議事録の記載のみをもって当該譲渡があったことを直ちに認めることは困難である。

(3)ア 被告らは、仮に、被告Y2、A及びBが原告に対し被告会社の株式を譲渡したとしても、そのことにつき被告会社の取締役会の承認を得ていないことを理由に、当該譲渡が無効である旨主張しているものと解される。

イ しかし、被告Y2、A及びBから原告に対する被告会社の株式の譲渡につき被告会社の取締役会の承認を得ていないとしても、譲渡の当事者である原告と被告Y2との間では有効であるし、また、前示のとおり、当該譲渡につき、被告会社の全株主である原告、被告Y2、A及びBが承認していることができるから、被告会社との関係においても有効であると解するのが相当である。

ウ したがって、被告らの前記主張を採用することはできない。

(4) 以上のことからすると、原告は、被告会社の株式につき、被告らとの間で帰属に争いのない66株のほかに114株を保有しているものというべきである。

3 争点(2) (本件総会決議が不存在か) について

(1) 前記前提事実のとおり、本件総会の議事録には、株主の総数1名、発行済株式の総数200株、出席株主の数1名、出席株主の議決権の数200個との記載があるところ、被告Y2が被告会社の発行済株式の全てを保有している旨主張していたことからすると、本件総会は、被告Y2がいわゆる1人株主として出席して開催されたものであると認められる。

(2) しかし、前記2で述べたとおり、本件総会当時、被告会社の株主は、180株を保有す

る原告と20株を保有する被告Y2であったというべきところ、原告に対して本件総会の招集通知が発せられた事実を認めることはできないから、本件総会に際しては、被告会社の発行済株式総数の90%に当たる株式を保有する株主に対する招集通知がされていなかったこととなる。

(3) 仮にこの点を措き、被告らが主張するとおり、被告会社の株式につき、原告、被告Y2及びBがそれぞれ66株ずつ、Aが2株を保有しているとの事実を前提としても、被告Y2を除く株主に対して本件総会の招集通知が発せられた事実を認めることはできないから、本件総会に際しては、被告会社の発行済株式総数の67%に当たる株式を保有する株主に対する招集通知がされていなかったこととなる。

(4) 以上のことからすると、本件総会の招集には重大な手続的瑕疵があるから、本件総会決議は、法的には不存在であるといわざるを得ない。

第4 結論

よって、原告の請求は理由があるから認容する。

(裁判官 松下貴彦)